R7年度プロジェクト

TOUKAI(東海・倒壊)ー0

＊補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

申し込み・問い合わせ先
藤枝市役所　建築住宅課
TEL　０５４－６４３－３４８１

無料の耐震診断と相談

昭和５６年５月３１日以前に建築された木造住宅は無料で耐震診断と相談が受けられます。

①市役所に電話
☎643-3481

建築住宅課で受付
相談士の依頼

⇨

②相談士訪問
1．住宅の間取りや筋かいの位置や老朽度を確認し、耐震診断を行います。
2．耐震診断の結果を報告し、補強計画などの相談に応じます。

※診断結果が１．０未満の木造住宅は下記の補助金を利用することができます。

木造住宅の耐震改修工事に関する補助制度

昭和 56 年５月 31 日以前に建築された耐震診断結果が 1.0 未満の木造住宅を、補強工事後の住宅の評点を 1.0 以上かつ、補強工事前の住宅の評点から 0.3 以上上げる耐震補強工事費用について補助をします。（補助率 10 分の 10）

○耐震補強計画及び補強工事に対する補助

詳細はこちら↓

【一般世帯・借家】	上限１００万円
【中学生以下の子が同居する世帯】	上限１２０万円
【高齢者等世帯※１】	上限１２０万円

平成 30 年度までに補強計画策定事業の補助金を利用した場合**(補助率：工事費の 10 分の 10)**

※耐震補強の周知啓発にご協力いただける場合は以下の金額に 15 万円上乗せして補助します。

【一般世帯・借家】	上限４０万円
【中学生以下の子が同居する世帯】	上限７０万円
【高齢者等世帯※１】	上限８０万円

※１ ①65 歳以上の方だけの世帯
②身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯

◆注意◆
2 階建て以上の住宅は、改修の規模によって確認申請が必要な場合があります。

住宅耐震改修による税金の優遇制度

① **所得税**　住宅耐震改修の標準的な費用の額(補助金除く)の 10%(上限 25 万円)を所得税額控除
② **固定資産税**　固定資産税額を２分の１(対象面積 120 ㎡まで)

＊補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

その他の木造住宅耐震補助制度

○耐震シェルター・防災ベッドの設置に対する補助

昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、耐震性のない木造住宅の１階に耐震シェルター・防災ベッドを設置する費用に対して補助をします。

【耐震シェルター】　上限５０万円（上限６０万円※）

【防災ベッド】　上限４５万円（上限５５万円※）

※65 歳以上の方もしくは、身体障害程度等級が１ 級又は２ 級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が使用する場合

木造住宅の建替に関する補助制度

○木造住宅の除却及び建設費用に対する補助

昭和 56 年５月 31 日以前に建築された耐震性のない木造住宅（居住しているものに限る）を除却し、その敷地に継続して居住するための住宅を建設※する場合に、費用の一部を補助します。補助率は 23%です。

【一般世帯】　上限４０万円（除却のみ：上限３０万円）

【中学生以下の子が居住する世帯・三世代同居世帯】上限８０万円（除却のみ：上限３０万円）

※土砂災害特別警戒区域以外の新築住宅に限ります。（除却のみは除く）

木造住宅以外の建物の耐震診断補助制度

○耐震診断に対する補助【上限５０万円】

昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建物の耐震診断を実施するために支払う経費に対して補助をします。補助率は３分の２です。
※延べ面積により補助額が変わりますので、ご相談ください。

住宅瓦屋根の耐風対策に関する補助制度

① 瓦屋根の耐風診断費用に対する補助　【上限２.１万円】

令和３年 12 月 31 日以前の基準で建てられた瓦屋根に対して、かわらぶき技能士等の専門家による瓦屋根の耐風診断に要する費用の３分の２以内の額を補助します。

② 瓦屋根の耐風改修費用に対する補助　【上限５５.２万円】

上記の診断結果で基準に適合しない瓦屋根から耐風性能を有する屋根へのふき替えに要する費用の一部を補助します。
補助率は２３%です。（改修後、屋根全体が新基準に適合するものに限る）

◆注意◆
２階建て以上の住宅は、改修の規模によって確認申請が必要な場合があります。

プロジェクト TOUKAI（東海・倒壊）－0

申し込み・問い合わせ先
藤枝市役所　建築住宅課
TEL　０５４－６４３－３４８１

＊補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

ブロック塀等の無料の専門家診断

ホームページはこちら↓

道路に面し、60㎝を超えるブロック塀等について、
専門家が無料で安全点検と相談に応じます。
市役所へ電話でお申し込みが可能です。

ブロック塀等撤去・改善工事に関する補助制度

① ブロック塀等の撤去費用に対する補助　【上限１０万円】

通学路及び緊急輸送路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に要する費用の１０分の１０（その他の道路に面する場合は３分の２）以内の額を補助します。

② ブロック塀等の改善費用に対する補助　【上限２５万円】

通学路、緊急輸送道路、避難路、避難地に面するブロック塀等を安全なフェンス等に改善する費用の３分の２以内の額を補助します。

土砂災害警戒区域内住宅移転事業に関する補助制度

ホームページはこちら↓

○住宅を除却し移転及び建設費用に対する補助

土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域等）に建てられた住宅を除却し、市内に移転及び居住するための住宅を建設する場合に、費用の一部を補助します。

補助の内容	補助率	補助額
①住宅除去の費用	２３％	上限３０万円
②新たに居住する住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得含む）及び改修の費用	２分の１	同一地区移転※ 上限７０万円 その他の地区移転 上限５０万円
③引越し費用 （市内の新耐震基準の住宅でも可能）	２分の１	上限　５万円

※同一地区移転：移転前と同じ中学校区内への移転